

桜木地区老人クラブ連合会会則

第1章 総 則

第1条（名 称）本会は、桜木地区老人クラブ連合会と称する。

第2条（事務局）本会の事務局は、会長宅に置く。

第3条（目 的）本会は、健康・友愛・奉仕を基本理念とし、桜木地区単位老人クラブ（以下単位クラブという）相互の親睦を図り、老人クラブの正常な発展を推進すると共に、広く老人福祉に取組み、共に支え合い、生きがいのある、心豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条（組 織）本会は、桜木地区の単位クラブ（城一寿会・城二寿会・城三寿会・城五寿会・平原寿会・桜木寿会・桜三寿会・市住寿会）をもって組織する。

第5条（会 員）本会の会員はおおむね60歳以上の者とする。

第6条（事 業）前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会参加活動の実践を進める。
2. 会員の増強に努める。
3. 健康と福祉活動の推進に努める。
4. 単位クラブは、お互いの情報を共有し、相互発展に協力する。
5. 研修に関する事。
6. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第2章 役 員

第7条（役 員）本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	2名	理事	（各単位クラブ会長）、		
監事	2名	体育部長	1名	体育副部長	1名	女性部長	1名
女性副部長	1名	会計	1名	事務局長	1名	事務局次長	1名
顧問・参与・相談役 若干名							

第8条（役員その他の選出）本会の役員その他は、次により選出する。

1. 会長、副会長、監事は、会員の中から立候補又は推薦により総会において選出する。
2. 理事は、単位クラブ会長が就任する。
3. 事務局長・事務局次長・会計・顧問・参与・相談役は、会員の中から会長が委嘱する。
4. 体育部長及び副部長は、単位クラブの体育部長の互選により選出し、総会の承認を得る。
5. 女性部長及び副部長は、単位クラブの女性部長の互選により選出し、総会の承認を得る。
6. 会長・副会長・監査に欠員が生じた場合は、会員の中から役員会が推薦し協議会の承認を得る。又、その他の役員に欠員が生じた場合は、第8条の規定により選出し、協議会の承認を得る。

第9条（役員任期）

1. 役員任期は2年とし、総会を期限とする。但し、再任は妨げない。
2. 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 任期満了した役員は、新たに選任された役員就任するまでその職務を遂行する。

第10条（役員職務）

1. 会長は、本会を代表し会務を統括し、その全責任を負う。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に支障あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会における審議事項を掌握し、各単位クラブにおける連絡調整の任にあたる。
4. 会計は、本会の会計事務を処理する。
5. 監事は、本会の会計を監査する。また、本会の運営全般を監査することが出来る。
6. 事務局長は、本会の会務を処理する。
7. 事務局次長は、事務局長を補佐し会務を処理する。また事務局長に支障あるときはその職務を代行する。
8. 体育部長は、体育に関する行事及び業務を遂行する。
9. 体育副部長は、部長を補佐し、部長に支障あるときはその職務を代行する。
10. 女性部長は、女性部に係る行事及び業務を遂行する。
11. 女性副部長は、部長を補佐し、部長に支障あるときはその職務を代行する。

第3章 会 議

第11条（会 議）本会の会議は、総会、協議会、役員会、理事会とし、次により開催する。

1. 総会は、最高の決議機関で、定時総会と臨時総会とし、第7条の役員・協議会構成員及び各単位クラブより推薦された3名以内の代議員をもって構成する。
2. 定時総会は、年1回とし、4月または5月に会長が召集し、議長となる。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は協議会構成員の3分の2以上の署名により議案を明示して要求があったときは、その日から30日以内に会長が召集し、議長となる。
4. 協議会は第7条の役員及び単位クラブの副会長・体育正副部長及び女性正副部長で構成し、総会に次ぐ決議機関とする。

原則、毎月第3水曜日に開催し、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。

- ①総会から委任を受けた事項
- ②総会に付議する事項
- ③行事・その他必要事項

5. 役員会は、第7条の役員で構成し、必要により会長が召集し、議長となる。
又、必要事項について審議し、協議会にはかる。
6. 理事会は、第7条の理事（単位クラブ会長）で構成し、必要により会長が召集し、議長となる。

第12条（会議の議決）会議の議事は、構成員の過半数以上が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。

但し、総会の欠席者は、委任状を提出し議長がこれを取りまとめて議決権の有効を認める。

第4章 会 計

第13条（会 計）本会の経費は、助成金及びその他の収入をもってあてる。

第14条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第15条（会計監査）会計は、定時総会前に会計監査を受け、会長に会計報告書を提出する。

第16条（監査報告）監査は、定時総会前に会計監査を行い会長に監査報告書を添付し、定時総会において報告する。

第17条（会計承認）会長は、任期中の会計報告を監査の監査報告書を添付して、定時総会に報告し、承認を得るものとする。

第5章 雑 則

第18条（会則変更）本会則の改廃は、総会で決める。

第19条（定め無き事項）本会則に定めなき事項については、協議会において審議の上決定する。

附 則

1. 本会則は、平成4年4月27日より施行する。
2. 本会則の一部を改正し、平成9年5月21日より施行する。
3. 本会則の一部を改正し、平成17年6月15日より施行する。
4. 本会則の一部を改正し、平成20年4月16日より施行する。
5. 本会則の一部を改正し、平成22年4月21日より施行する。